

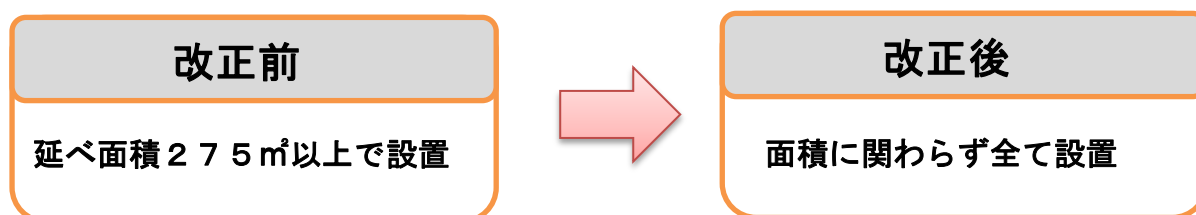
スプリンクラー設備及び火災報知設備に関する消防法令が改正されました。

平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災で死者5名、負傷者7名を出す惨事となりました。

この火災を踏まえて平成27年4月1日からスプリンクラー設備の設置基準及び消防機関に通報する火災報知設備に関する基準が見直されました。

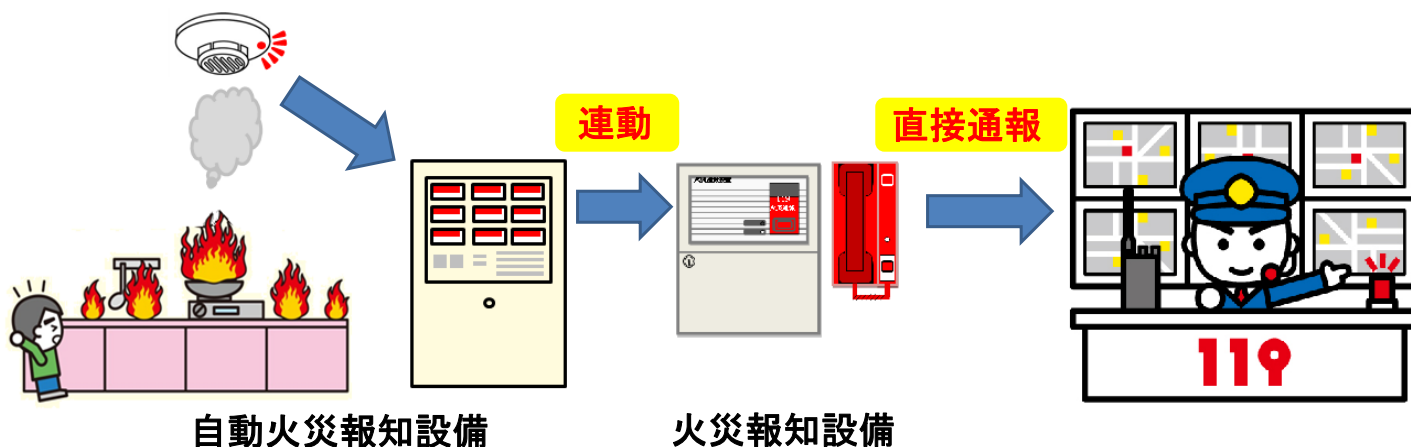
【 スプリンクラー設備の設置基準の見直し 】

火災発生時に自力避難することが困難な入居者が入所する社会福祉施設等（政令別表第1（6）項口又はその部分）において、従前は延べ面積が275㎡以上から設置が義務付けられていましたが、改正後は、原則面積に関わらず設置が義務つけられました。



【 消防機関に通報する火災報知設備の連動の義務化 】

自力避難することが困難な入居者が入所する社会福祉施設等（政令別表第1（6）項口又はその部分）において、自動火災報知設備の作動と連動して自動的に起動（直接通報）することが義務付けられました。



【 経過措置 】

平成27年4月1日時点において、既存の建物等については、平成30年3月末まで経過措置が設けられています。

経過措置

スプリンクラー設備

新築

改正後の基準に適合

既存

平成30年3月31日まで経過措置

改正後の基準に適合

火災報知設備

新築

改正後の基準に適合

既存

平成30年3月31日まで経過措置

改正後の基準に適合

平成27年4月1日施行

平成30年3月31日

